

ひろげよう地域の

三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市本郷人権文化センター
所在地／三原市本郷北3丁目16番10号
電話／0848-86-3333
FAX／0848-86-3407

あけましておめでとうございます。

みなさま、幸多き新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から三原市人権行政や人権文化センターの運営につきまして、ご理解とご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。
本年も職員一同、誠実な運営に努めてまいります。よろしくお祈り致します。



人権講演会を開催しました

12月6日(水)、広島平和教育研究所 所長 石岡 修さんをお迎えし、「**同和問題を解決するために ～今、改めて「同和对策審議会答申」を検証する～**」と題してお話いただきました。

参加者の感想(一部抜粋)

- ・部落問題についての歴史認識を再確認することができた
- ・部落差別の歴史や実態がよくわかりました
- ・具体的な説明でわかりやすかった
- ・同和問題に関する歴史や、今日的課題をわかりやすく教えていただきました



講演前には、本郷オカリナ同好会「心音」のみなさんに演奏をしていただき、合唱も楽しみました。

本郷オカリナ同好会「心音」は、毎月第2・4木曜日の13:30から15:30まで

本郷人権文化センターで練習しています。

興味のある方は、センターまでお問い合わせください。

これからも、様々な人権課題をテーマに人権講座や講演会を行います。

差別のないまちの実現のため、市民のみなさんの積極的な参加をお待ちしています。

登録型本人通知制度へ登録を！

※代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否を確認する制度ではありません

「登録型本人通知制度※」とは、

住民票等の不正請求や、不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的に、三原市に住民票や本籍のある人が事前に登録することにより、住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を事前登録者に郵送でお知らせする制度です。

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

くわしくは、市民課戸籍係 0848-67-6175へ



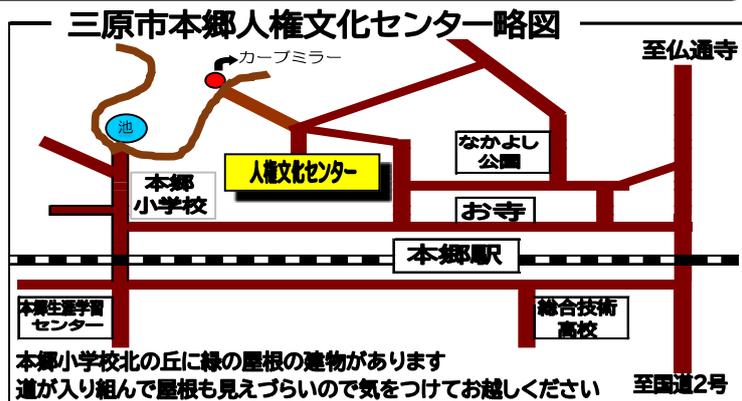
三原市HP

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。



- とき 土・日・祝日は除く 10時～16時
- ところ 三原市本郷人権文化センター
- 電話 0848-86-3333



「誰か」のことじゃない

※ 裏面にも記事があります。

人権のひろば



まな 学ぼう! エスディー・アール・エス (持続可能な開発目標) (17)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

16 平和と公正をすべての人に



【目標 16. 平和と公正をすべてのひとに】

平和でだれでもがうけいられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくることを目標としています。世界では、5分に一人の子どもが暴力によって亡くなっています。子どもにとっての「おうち」は、楽しく、安心して過ごせる場所のほとんどですが、子どもが初めて暴力を受ける場所の多くが「おうち」であることも事実です。世界の2~4歳の子どもの75%は、日常的に保護者からの暴力的なしつけを受けています。家庭の子どもへの暴力が完全に禁じられている国に住んでいる5歳未満の子どもは、わずか9%にすぎません。また、世界には4人に一人の子どもが、法的に「存在していない」現実があります。私たち一人ひとりが“存在している”ことを法的に証明する「出生届(出生登録)」が、さまざまな理由で提出されず、公的な存在証明を持たない人や子どもたちがたくさんいます。出生登録がないと、教育、保健、その他の不可欠なサービスから除外されることが多く、搾取や虐待を受けやすくなります。

ユニセフ事務局長ヘンリエッタ・フォアさんは、「すべての子どもには名前、国籍、法的身分に対する権利があり、子どもの権利条約で定められているように、すべての子どもが登録されるまで行動を止めてはなりません」と述べられています。

(出典:公益社団法人日本ユニセフ協会ホームページ「持続可能な世界 SDGs CLUB」)

★きょうは何の日? 1月 人権カレンダー



1月24日は「法律扶助の日」

1952(昭和27)年1月24日、一般財団法人・法律扶助協会によって制定された日本の記念日です。法律扶助とは、経済的な理由などで民事裁判を受けられない人を対象に、裁判費用の立替えなど弁護士・司法書士の費用を援助することによって裁判を受けることを保障する制度のことをいいます。国民は裁判によって自らの利益を守ることを主張できますが、裁判を受けることができるのは大切な権利の一つだといえます。これを機会に人権について改めて考えてみませんか?